

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第4回日向市子どもの未来応援会議
開催日時	平成28年11月22日（火） 15時00分から17時00分まで
開催場所	日向市健康管理センター2F会議室
出席者	<p>【委員】 大谷大学 志賀 信夫 延岡児童相談所 大藤 精一郎 日向公共職業安定所 藤本 奈美 日向市小・中学校校長会 橋本 慎朗 宮崎県教育庁北部教育事務所 足立 佳代 日向市生活相談・支援センター 松永 茂晃 日向市保育協議会 椎屋 浩昭 日向市民生委員児童委員協議会 岩木 恵子 社会福祉法人浩和会白浜学園 久光 博之 日向市PTA協議会 椎葉 哲男 のびのびフリースペース 喜多 裕二 排除しないまちづくり「結い」 片田 正人 日向子ども研究所「絆」 三輪 邦彦 医療法人望洋会鮫島病院 葛和 義孝 日向市役所こども課 栗田 義隆</p> <p>【事務局】 日向市役所健康福祉部部長 三輪勝広 日向市役所健康福祉部福祉課課長 水野重信 日向市役所健康福祉部福祉課 黒木宗隆 日向市役所健康福祉部福祉課 伊達忠亮</p>
議 題	1 「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について 2 子どもと家庭の現状・ニーズに関するインタビュー調査について 3 その他
会議資料の名称 及び内容	
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

1 開会

2 議事

1) 「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について

会 長：皆さん、こんにちは。第4回目の日向市子ども未来応援会議になります。11月7日が立冬でしたが、暦の上では11月初めは冬、今日は小雪、「こゆき」と書いて「しょうせつ」と読むそうです。そろそろ雪が降り始めるという日だそうです。11月も残り1週間あまり、今日は暖かいですが、これから本格的な冬を迎える中での本日の会議開催となります。これまで3回、会議を開催してきましたが、今年度内に計画を策定しなければなりませんので、そのことを念頭に置きながら、今後の協議をお願いします。また並行して、アンケート調査の集約も進めて行くこととなります。本日は計画案とインタビュー調査について、皆さんにご協議いただく予定となっております。それでは一つ目の議事「日向市子どもの未来応援推進計画」案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局より提案】

「日向市子どもの未来応援推進計画」案について、この第4回会議から章ごとの構成及び具体的な文章について提案。まず、第1章「はじめに」に関し、計画策定の趣旨、計画の全体像、位置づけ（他計画との関係性）、計画期間、計画の策定体制について説明。

【質疑応答】

会 長：計画案は第3章までありますが、まず第1章について提案いただきました。第1章の「はじめに」の部分に、計画策定の趣旨および、子どもの貧困率の上昇から国の貧困対策法の施行、県・市の動きを整理して頂いています。また計画の全体像が図で示してあります。ここまででご意見ご質問があればお願いします。図の中に記載してある関連する計画に、計画期間が記載されているとわかり易いかと思います。

委 員：第1章の計画策定の趣旨について、よく考えられていると思います。ただ、宮崎県において、家庭教育支援条例が、平成15年度の県議会のこども対策特別委員会で策定された後、可決され、今年の4月1日から施行されています。昨年の今頃県議会の委員会の委員長に話を伺い、今年8月6日に講演に来ていただいて詳しく話をして頂きました。この条例は、子どもの貧困対策の一部を担っているもので、行政が作ったものではなく、議員立法で成立したところに非常に意味があります。また、家庭を取り巻く様々な問題がある中で、自己責任論ではなく、地域など全体で支えていこうという考え方に基づいており、今後、この条例の施行によって各部局が家庭教育を支援する政策を推進していくものと考えています。しかも、毎年、目標を達成するため実績を委員会に報告する義務が定められており、大変期待をしています。私は色々ところで広めているのですが、是非、宮崎県の動きとして、周知する意味でも記載を検討していただきたいと思います。

会 長：ありがとうございます。家庭教育支援条例ということです。

委 員：今年の4月1日に施行されました。HPで見ることができます。これは非常に大事なものです。

会 長：私は知りませんでしたが、こういう条例があるという事です。他の委員の方からも同じような意見がありますか。すぐには判断が難しいところがありますので、それぞれ勉強いただいて、記載するかどうか事務局でも検討していただきたいと思います。

事務局：前向きに検討したいと思います。

委 員：ここでこの条例に関する提案があるとは驚きました。非常にいいことだと思います。熊本が全国に先んじて条例化しているようです。これは今家庭の教育力の低下が指摘されていて、子育ての第一義的責任者は親だとしながら、地域、学校、行政など社会全体で取り組んでいきたいと思いますという内容の条例です。子どもの貧困対策にも結びつくことでもありますし、これはぜひ勉強されるべきだと個人的には思っていました。

委 員：追加して発言させていただくと、宮崎県の家庭教育支援条例の特徴は2つあります。ひとつは自民党から共産党まで全会一致で可決されたという事です。もうひとつは、いろいろな家庭の問題に対して、自己責任論に立っておらず、家庭を支援するという立場になっているところが、非常に良い点だと思います。

会 長：ありがとうございます。この件に関して他にご意見はありますか？よろしいでしょうか。別の視点からのご意見をお願いします。

委 員：計画の全体像、位置付け、期間の部分についてですが、関連する日向市地域福祉計画などに、中心に行っている部署が何課なのか、あと計画期間が何年度から何年度までなのかといった記載があるとわかり易いと思います。また、ほかの計画とどう組み合わせられていくのか、ロードマップで整理されてあると、よりわかり易いと思います。

会 長：担当課、計画期間について、わかり易く記載して頂ければという要望です。他に意見はありませんか。のちほど全体を通して伺いますので先に進みます。次の事務局の説明をお願いします。

事務局より第2章について説明

第2章本市における子どもの貧困についての現状として、関連する資料について説明。

【質疑応答】

会 長：第2章には、子どもの貧困対策に関連するデータが記載してあります。その内容や記載の可否、また他に追加して記載した方が良いデータなどがあれば、ご意見ご質問等をお願いします。私の方から、③の生活保護受給世帯の児童生徒数が年々減少している理由をお伺いします。

事務局：子どもがいる世帯の生活保護の申請が少なくなっているためです。傾向として、単身もしくは高齢者の夫婦等での申請が続いており、子育て世代の申請は減少しています。

会 長：車を保有していると生活保護は受けられないのですか。

事務局：車の保有は、山間部に住んでいて勤務先まで遠いとか、障がいを持っていて通院に必要だとか、そういう場合に限定されています。一年以内に就職により自立の可能性がある場合などは、一年間に限り保有を認めることはありますが、個々のケースで総合

的に判断することとなります。

委員：少し話がずれているかもしれませんが、部活をやっているとか、スポーツ少年団に入っているとか、おけいこ事をしているとか、経済的に苦しくて送り迎えができないという子が中学校にいます。

委員：今の意見に関連して、近所に地元の人が創設して始めた野球チームがありまして、私たちの子どもの頃は学童の役割を担っていたものでした。今考えるとなかなか道具が買えなかったり、両親とも共働きで家庭で見れない子どもとかいて、そこが学童の場というイメージがありました。今のスポーツ少年団などの中には、ある程度収入が無いと続かないところもあって、相乗りとか難しい時代なので、親が個別に送り迎えが出来ないと、なかなか続けることが厳しくなり辞めてしまったり、子どもは頑張っているのに道具がそろえられないとか、親の協力が無理だとか、そういう現状もあります。

会長：そういうデータが取れないかというご意見ですね。中学校でも対外試合がよくありますから、親が連れていくこととなります。本市の状況だけでなく、他市と比較できればよくわかるのですが、いかがでしょうか。

事務局：スポーツ少年団と子ども会の団体数と加入数は把握できていますので、記載するかどうか検討したいと思います。

会長：塾とか習い事（の児童数）はわかりますか。

事務局：行政では把握できていないと思います。

委員：計画案の中に児童相談の新規受理・対応件数というデータがあります。非常に大事なデータだと思いますが、ここでいうところの児童の年齢は何歳から何歳までなのかという質問です。また意見として、事務局から提案されたこの第2章のデータは非常に重要だと思います。今後、アンケート調査の結果を踏まえて総合的な課題が出てくるものと思います。さきほどの計画の全体像の中で、国が法律を基に2014年の4月に出した子どもの貧困に関する大綱を受け、県が作成した推進計画の中にも、今事務局が提案したようなデータがあります。国は大綱の中で、基本的な25の指標を示していますが、各都道府県段階でこれを選択してやっていく。市町村には計画策定の義務はありませんが、日向市は今まさにこれをやろうとしており、画期的な取り組みだと感じています。最も大事なことは、この国が示した25の指標と宮崎県の計画を踏まえて、日向市がどうするかということです。そのことによって、かなり整理されてくるだろうという印象を持っています。私も勉強不足で次回までには検討しようと思っていますが、この関係をはっきりさせることで、連続した政策づくりに繋がっていく気がします。特に乳幼児期が大事だと思います。乳幼児期の子どもの貧困というのは決定的な意味を持つと思いますので、その辺のデータは必要です。もう一つは、現在、巷で話題になっている奨学金についてです。ようやく、学資ローンのような奨学金から無利子の拡大、さらに給付型へとすすんできました。これも貧困からの脱皮に繋がる意味があり、奨学金の実態を是非データとして記載していただきたいと思います。

会長：ひとつは、児童の対象年齢について説明があるとわかり易いというご意見でした。

事務局：記載したいと思います。

委員：児童相談の新規受理・対応件数はこども課の資料になりますが、その中で、児童は1

8歳未満を指しますが、特定妊婦というのは、妊婦さんですので、年齢制限がありません。

会 長：必要な部分に、年齢の記載をするという事でよろしいですか。あと、国の25の指標についてご意見がありました。その辺りについては又、確認していただき、関連があれば必要な部分に記載していただくという事でお願いいたします。

委 員：就学援助のデータについて、先ほど、県と比較して何ポイント高いと口頭で説明がありましたが、その県のデータが記載されているとわかり易いと思います。それから、こども課で統計を出している児童相談件数の資料では、養育相談・養育不安の件数が昨年度55件で、増加傾向にあります。その内容としては、経済的不安の相談が最も多く、親の精神疾患などの相談も含まれていますので、これらの相談が含まれていることを記載するとわかり易いと思います。それから、最後のページにある早期（37週未満）に生まれた子どもの割合が、いったい何を意味するデータになるのか疑問に思いましたので質問します。あとひとつは提案ですが、こども課で妊娠届の時に、経済的不安がないかなどのアンケート調査を実施しています。このアンケートを集計することにより、親が妊娠中に抱える不安の実態が明らかになると思います。

会 長：こども課に、妊娠期に関するアンケートデータあるという事ですので、出来るだけ盛り込む方向で検討してください。

事務局：就学援助の関係については、課題として記載させていただいております。早期（満37週未満）で生まれた子どもの割合については、早期出産で発育に関わるリスクが高いという理由から、足立区の計画を参考に項目として挙げているところですが、子どもの貧困とどう関係するのかというご指摘の点はあるかと思っておりますので、他の項目も含めて、記載が必要かどうかの判断は必要になってくると思います。

会 長：記載の必要性を判断するという事ですね。また国や県、他市のデータがあると、比較できてわかり易くなると思います。他にご意見はありませんか。なければ次に進みます。第3章について、事務局より提案をお願いします。

事務局より第3章について説明

第3章 集約された課題と本市の強みとして、現状で考えられる課題を3点、強みを4点提案。アンケート調査結果の集計とインタビュー調査の結果を待ってから再度整理。

【質疑応答】

会 長：現段階で、本市の課題として大きく3点、本市の強みについて4点を整理されたという事ですが、その内容、ほかに課題や強みがあればご意見をいただきたいと思っております。まず、内容についてご意見はありませんか。

委 員：第2章のところで質問するかどうかわかっていたのですが、課題の二つ目の文章の中ごろにある「母子世帯で母親が精神疾患・発達障がいや知的障がいを持っている世帯・・・」というくだりの部分は、ひとつの事例として示されたものと思っておりますが、実際病気を理由に生活保護を受給されている人の割合など、その根拠となるデータを示された方がよいのではないかと感じました。

会 長：第2章にデータを記載できないかというご意見です。そのデータを踏まえて、この課

題が出てくるという感じがします。根拠となるデータを示せるかどうかですが。

委員：色々な意見が出ていますが、部活動やスポーツ少年団などで試合の時の送り迎えの問題があります。生活が大変なため車が持てず、送り迎えが出来ない。だけど子どもは部活を辞めたくない。辞めさせようかどうしようかと悩んでいる親がたくさんいます。陸上をやっている靴が買えない。親が無理をして買ってあげたら、子どもが勿体ないからと気を使って卒業まで履かなかったという事例を聞いたこともあります。部活動やスポーツ少年団の活動を通じて、貧困の実態が見えてこないかなと思いました。

会長：学校でも、ユニフォームが買えないとか、部活動にお金がかかるから部活動に入らないとか、現実にあります。

委員：ある中学校で、部活動の練習用のユニフォームを揃えられなくて、辞めざるをえなかったという話を聞いたことがあります。

会長：送り迎えの問題も含めて、部活動をやりたいけれどやれないとか、そういう課題が出せたらという意見です。先程の母子世帯で母親が精神疾患というくだりでの根拠となるデータの話についてはどうですか。

事務局：生活保護では、18歳から64歳までが就労支援の対象年齢になり、傷病、障がいなどで働けない人、その他の世帯が就労対象になります。生活保護受給者のうち稼働できない人の割合はデータとしてありますので、記載するかどうか検討したいと思います。就労支援対象者の数は少ない現状ですので、表し方を工夫したいと思います。

会長：記載するかどうか検討ください。スポーツ少年団と部活動についてはデータが取れなければ、教育委員会と相談して、教育と貧困の関係で何か関連するデータがあれば記載を検討してください。

事務局：委員の皆さんから、現状などを情報提供いただけると非常に助かります。

委員：一度聞いてみたいと思ひまして、日本における生活保護の問題のひとつとして、日弁連などの資料を見ると、捕捉率という言葉がよく出て来ます。捕捉率が低いほど、受給条件は満たしていても、その権利を行使していない人が多いことを意味します。それが日弁連の資料によると、日本はやたら低いわけです。私も捕捉率については具体的なことはよく分かりませんが、日向市の周知の問題があり、それを受ける側の意識の問題があつて、最終的に捕捉率ということになると思います。難しい話かもしれませんが、一度お聞きしてみたくて質問させていただきました。

事務局：捕捉率をどのように把握しているのかというご質問だと思いますが、現実的には生活保護が手持金やお金に変えられる資産などを、最低生活費と比較して要保護状態であるかどうか判断する制度になりますので、捕捉率の把握は非常に難しいと言わざるを得ません。課税情報だけで判断してよいものなのかどうか、ひとつのものを示すことは難しいというのが現状です。

委員：勉強になりました、ありがとうございました。

会長：第3章に関して、他にご意見はありませんか。

委員：貧困の連鎖の部分の文章を読むと、母子世帯、障がいというワードが多い印象を受けます。母子世帯、障がいイコール貧困というようなイメージを持たせてしまうのではないかと思いますので、書き方を少し変えた方がよいかなと思います。

委員：私もそう思います。先程提案させていただいたのは、この部分の根拠となるデータが

示されていないため、示した方がよいのではないかということです。この部分の文章だけを見ると、今の発言のように、貧困イコール母子家庭とか母子世帯という見方をしてしまう人もでてくるのではないかと思います。実際に、支援する中で感じられるからこそ文章に書かれている意味は分かりますので、文章として出すのであれば、その根拠となるデータを示した方が良いと思います。

会 長：根拠となる資料を示して、そこから課題が出て来るという事ですね。

委 員：平成27年度の日向市の児童虐待の養育不安相談件数55件のうち、母子家庭の相談が何件あり、そのうち精神疾患の相談が何件あったかなどの統計的な数字は出すことができます。また、特定妊婦の中で、経済的不安を抱えている人が何人いるとか、そういう資料は出すことが可能です。

委 員：正直なところ、普段相談を受けている中で、母子世帯の方の相談だったり、その方が障がいを持っていたりするケースは多い傾向にあります。しかしながら、一律にすべての人がこうだという事ではないと思います。そういう意味で日向市の傾向としてしまうのは凄く怖いなと思います。

委 員：ある母子世帯で、精神的に大変な時期があったけれども、立ち直って、収入も増え自立したケースがありました。母子世帯の実態をきちんと把握する必要があると思います。

会 長：一般論の部分もあると思いますが、日向市の具体的なデータを踏まえて記載すると受け取り方が違ってくるという意見だったかと思います。この部分の記載については、もう少し慎重に、さらにわかり易くする必要があるということによろしいでしょうか。その他にご意見はありませんか。

委 員：ひとつ行政内部で議論して頂きたいことで、行政は計画がないと動けないことは存じ上げていますが、上位計画の総合計画のほかいろいろな計画と連携していく中で、一度行政内で整合性の取り方を精査していただきたいと思います。新しく出来る計画が、既存の計画を阻害することはあり得ませんし、また、屋上を重なるような議論をしてしまうのは非効率的な話になりますので、今計画が出来上がりつつある段階で、先程のご意見があったデータの問題も含めて、もう少し整理をして頂きたいと思います。あともう一点、ここで議論をして頂きたいのは、先日この会議の中で、市民総ぐるみとありましたが、市として、この計画を行政計画として捉えているのか、市民計画として捉えているのか、その捉え方です。また、この計画の位置づけをどうするか、どこに視点を置くのか、すごく大きな意味があると思います。市民の役割だとか、市民以外のセクターの問題など、その辺の部分も避けて通れないと思いますので、策定過程から市民の皆さんを含めて情報共有できる手立て、例えば意思決定するまでの形成過程を公開していただくか、会議を市民の皆さんに傍聴して頂くことができないかとか、いろいろ考えています。市民の皆さんと計画を作っていく、全体を作っていく必要があるという気がしていますので、そこもこの会議で提案して頂ければ、委員の皆さんと方法論だとか議論出来ると思いますので、検討をお願いします。

会 長：貴重なご意見ありがとうございました。まずは、アンケート調査の回答や予定されているインタビュー調査の結果に基づいて、課題を整理していくということがあるかと思えます。あとは市民総ぐるみという事で、今後市民への周知を含めて、市民と一緒に

に計画を作っていくという視点をもって進めていきたいと思います。まだ意見があるかもしれませんが、次に進みます。議事2について事務局より説明をお願いします。

2) 子どもと家庭の現状・ニーズに関するインタビュー調査について

【事務局より提案】

アンケート調査では集約されない、具体的な個別の世帯の状況や生活歴の経過をふまえ、生活困窮につながる要因・背景や本市に不足している支援・資源について考察する必要があることから、計画策定作業を補強する質的調査として、個別世帯の現状や生活歴などのプロセス、ニーズについて、支援世帯に対し聞き取り調査を行いたい。インタビュー調査票の記入にあたっては、世帯が特定されないことがないよう無記名、固有名詞は使用しない。

【質疑応答】

会 長：アンケート調査では見えてこない部分、貧困の原因とか実情とかを補う目的で、このインタビュー調査を行うということです。具体的な質問項目が提案されていますが、調査の内容についてご意見はありませんか。

委 員：この調査票に書き込んだ内容が、そのまま計画に記載されるということはありませんか。これを基に議論した内容から課題を抽出していくという考え方になりますか。

事務局：そのまま記載することはしません。

委 員：インタビュー調査をする時に、この調査を日向市がどのような目的で行うのか説明を含めて、どう入っていけばよいでしょうか。あと、支援に入っている世帯の中には、生活保護世帯などもありますが、対象にはどのような世帯を想定されていますか。

事務局：市が困窮者支援を強化していくために、家庭の困りごとやニーズを把握していきたいと考えていることを説明していただければと考えています。対象とする世帯については、生活保護世帯に限らず、困窮状態が伺える世帯であれば対象としていただいても構いません。対象者に向けては、わかり易く説明できるチラシを事務局の方で準備したいと思います。

会 長：インタビュー調査の目的について対象者に分かり易く説明できる資料を、事務局の方で準備していただけるということです。

委 員：インタビュー調査をする場合、話しやすい人や関係性が出来ている人でないと、やりにくい部分があります。しかしながら、支援がうまくいって関係性が出来ている人より、支援がうまくいっていない人の方が、困り事が多いだろうと考えると、対象世帯を選ぶのに悩みます。また、いろいろな世帯から多様な意見が聞けた方が良くだろうと考えると、さらに悩みます。なんとなく聞いて、何も意見が出ませんでしたとなると、インタビュー調査の意味がなくなるからです。

会 長：いろいろな世帯から意見を聞けた方が課題の抽出に役立つと思いますので、そこは委員の皆さんがそれぞれ考えた上で、調査をお願いしていただくことになると思います。

委 員：インタビュー調査票を、保護者へのインタビュー部分と子ども・若者へのインタビュー部分に分けたらどうでしょうか。

会 長：この調査票は保護者と子どもとセットで考えて、用紙自体は相手には見せないということですか。

事務局：そうです。

会 長：用紙を見せないのであれば、分ける必要はないかと思しますので、後は、質問の内容がどうかという事になります。

委 員：こういうインタビュー調査をする時に、本人たちの困りごとについて聞いても、本人が特に困っていると感じていない点が、実は貧困の出発点だったという事がよくあります。そのため、オープンクエスチョン、クローズクエスションだけではなく、自由な語りの中から発見されるものがあると思いますので、少し仕事を増やしてしまうかもしれませんが、この型式プラス、その人がどういう風に今までの人生を語っているのかという事も、少し加えていただくとよいかと思います。これは形式を決めるのではなく、その人が語ったことをそのまま入れる形がよいと思います。もうひとつはプロセスで、貧困をプロセスで見る必要があります、どの時点で困りごとが発生したのかを視覚化するために、ライフヒストリーを記入する欄を加えていただくとよいかと思います。そうすることにより、その人に対して一番適切な支援が、政策的なアプローチなのか、市民からのアプローチなのか、あるいは行政・教育なのかという事が変わってきます。

会 長：一問一答という形ではなく、何か視点を置いて、普通の会話の中から、課題を掴みとっていくという感じですね。

委 員：これは残したままで、自由な語りを少し文章として追加するといいかと思います。

委 員：フリーの話とかライフヒストリーとかを聞くことになると、しっかりカウンセリングをする感じで、静かな部屋で、きちんとやらないと聞き出せないと思います。もちろんフリーの話の中でしか、出てこない部分はいっぱいあると思いますので、1時間とか時間をかけて聞かないといけないと思います。

事務局：ご意見を参考にして、インタビュー調査票の様式については検討したいと思います。

会 長：人間関係が出来ているかどうか、対象者と委員さんとの関係性で、聞き取りの仕方も変わってくるのではないかと思います。そこは委員さんに任せるという事で、インタビュー内容について、他にご意見はありませんか。

委 員：インタビューをする委員の人数を増やしてはどうでしょうか。例えば私が2ケース担当するとなれば、障がい世帯と母子世帯になります。先程の意見にあった通り、対象世帯に偏りがでてくる可能性が考えられるので、できるだけ複数の委員で行った方がいいのではないかと思います。期間も限られているので、一世帯ずつに集中してインタビューをしてはどうでしょうか。

会 長：委員ひとり当たり1、2ケースとありますが、ひとりの委員さんが2ケースされてもいいですし、インタビューする委員さんを増やしてもよいのではないかというご意見ですが。

事務局：そうですね、確かにご指摘の点はあると思います。他にインタビュー出来る委員さんがいればお願いしたいところです。

委 員：私もできます。

会 長：手を挙げていただいて、ありがとうございます。あと二人くらいお願いできればお願いしたいと思います。ひとり2ケースで負担があれば、事務局と調整をお願いします。それでは時間も経過していますので、ここまでを振り返って、ご意見があればお願い

いたします。

委員：スケジュールの問題ですが、前回の会議で、スケジュールの変更が提案されました。かなり押していますし、かつ今日のインタビュー調査の締切りが12月22日までで、それをまとめて第5回会議となると1月開催になるかと思いつつ、これまでの話を伺っていました。要するに、大変な業務を大変な中でされている事を心配しているのと同時に、全体的なスケジュールを教えていただくと次を考えることが出来るので、お願いしたいのですが。

会長：のちほど、議事のその他の中で提案があるようですので、そこで説明していただくことにしたいと思います。議事の1の2のところでは質問はございませんか。では、その他に移ります。今後のスケジュールについてご質問がありましたのでお願いします。

事務局：次回会議の日程についてですが、1月16日月曜日の1時半からを考えています。次回会議では、12月2日のアンケート調査回答締切り後、集計作業を行い、その集計結果と、インタビュー調査の経過を報告したいと考えています。今後、アンケート調査の集計結果・分析をどう計画に盛り込んでいくのか、行政の事業や市民の行動計画をどのように示していくのか事務量を見定めながら、前回示したスケジュールを再度見直し、次回会議で再提案したいと思います。

会長：今後、スケジュール調整を行っていくという事ですので、よろしくをお願いします。スケジュールの方はよろしかったでしょうか？その他に資料が出ているようなのでお願いします。

事務局：これまで基本理念も含めて、貧困の定義について、一定の整理をしてきた経過がありますが、もっとわかりやすいもの出来ないかとの意見をいただいていた。市民の方が誰でもすぐに言葉に出来る貧困の定義。本日、志賀副会長から提出いただいた資料をもとに、ひとつの考え方として説明をお願いしたいと思います。

委員：貧困の定義について、前回会議の中でもう少しわかりやすいものという意見がありましたので、少しスリム化し、過不足なく表現できるものがないかという事で、書かせていただきました。まずは、子どもの幸福、幸福には Happiness（ハピネス）と well-being（ウェルビーイング）の2つの言葉がありますが、こちらは well-being、よいあり方という意味になります。国連で行われている調査の中で、幸福度とかを量るときには well-being という言葉が使われたりしますが、そこから取ってきています。「子どもの幸福（well-being）を追求する自由の欠如・権利の不全」という短い定義です。その下に書いてあるように、「貧困は、経済的困窮、環境的不利、能力形成阻害および特性に見合った支援の欠如によって生じるものである」というもの、定義としては一番上のところになります。この定義の特徴は、矢印の二つ目ですが、相対的貧困だけでなく社会的排除が含まれています。もうひとつ、国際的な基準にもある程度、耐えられるものが良いだろうというところで「子どもの権利条約」も射程に入れています。さらに、重要なことですが、現在、日本の子どもの貧困対策の取組みはその発端が、そもそも子どもへの投資です。この「投資アプローチ」というのは、将来、子どもに納税者になってもらう、子どもに変わってもらう事を期待するもので、必ずしも子どもに寄り添っているものではない。ここに書かせていただいたのですが、ともすれば、うまく変わらない子どもに対して、この子は失敗だというような、ネガテ

ィブに捉える側面も持っていますので、決して国がやろうとしている投資アプローチを否定するものではありませんが、この定義というのは、それも踏まえたうえで、より子どもに寄り添う、子どもの幸福に寄り添うものとして、提案させていただきました。ここに書いてあるように、子どもへの期待だけでなく、どんな子どもでもものびのびと生きて行けるような社会づくり、子どもに変わってもらっただけじゃなくて、子どもを取り巻く環境、大人、社会全体も一緒に変わってもらおうと、市民への働きかけ、市民総ぐるみの取組みという、そういう働きかけも必要なのではないかと、そこまで射程に入れられる定義というものを今回整理させていただきました。

会 長：ありがとうございます。非常に短く、深い意味も込めて、整理していただきました。

「子どもの幸福（well-being）を追及する自由の欠如・権利の不全」という事ですが、すぐに頭に入れることが出来るでしょうか？最後の自由の欠如・権利の不全という言葉は、ひとつにはできないですか。自由・権利の欠如ではいけないでしょうか？欠如は欠けている、不全は完全じゃない。ひとつにまとめて、自由・権利の欠如とできると、もっと覚えやすいかなと思ったのですが。

委 員：できればそのままの方がいいのですが、自由・権利の欠如でも。

会 長：そちらの方が覚えやすいだろうと思います。自由の欠如・権利の不全より、私たちが含めて、市民の方に覚えてもらうためには、その方がよいのではないのでしょうか。自由・権利の欠如でよろしいですか？

委 員：子どもの困窮者支援をしている弁護士さんや大学の教員と話を整理させていただいた中で、権利の欠如だと、少し難しい話になりますが、形式的権利と実質的権利とありまして、要するに、そのふたつの概念的な区別が出来ないので、欠如だったら有るか無いかの話になります。不全だと権利を与えられていて、権利はあるけれども使えない状態という事も射程に入れることができるので、不全としたいと思います。

会 長：それでは「自由と権利の不全」ということで、よろしいですか。結構短くて、これでわかり易くなると思います。不全という言葉も使っていけばなじんでいくでしょうか。この点について他にご意見がありますか？

委 員：前回の会議後に議論した中で、この貧困の定義と考え方を市民に周知徹底することができれば、この事業は80点以上の合格点をあげてもいいのではないかという意見ができました。この計画を浸透させるのはなかなか難しいことです。まずは、市の職員に研修を行い、市の職員全員が自ら考えることができるようになれば、日向市はものすごく強くなるのではないかと思います。それから文教厚生委員会の議員さんです。まずは市の職員全員に周知徹底することが大事だと思っていますところ。

会 長：私も提案したのですが、貧困の定義について、わかりにくくて覚えられませんでした。そこで、もっと覚えやすい言葉で提案して頂けないかとお願いしたところです。今日の提案で自分の中で整理できたと感じました。議員さんと市の職員というご意見がありました。私の立場であれば学校の管理職から始まって教職員全員となります。教師全員がこの定義を知り、その内容を理解し、日向市で取り組んでいくという意識を持ってもらうと大きく変わってくると思います。徐々に広げていけば、やがて市民全体に広がっていく事になるのではないのでしょうか。広報や研修など、いろいろな場面で取り上げて、広めていくという事でよろしいですか。これから、この定義を市民全

員に理解していただいて、一人一人がそれぞれの立場で取り組めるようになっていけたらと思います。他にご意見はありませんか。

委員：市民全員でという話が、たびたび出てきますが、言われる通り、関心があることは良いことです。こういう話や情報に触れない人も多いわけでして、個人的な酒の席で、福祉関係の仕事をしているという人の中でも、「よく新聞で貧困の事を書いちよるわ、日向であんげなもんおらんがね」と言う人もいます。そういう話を聞くと、説明が長くなってしまうのですが、一般には絶対的貧困という感覚しか持ち合わせていない人が多いのではないかというのが実感です。市民の皆さんにどうやってこの定義を周知していくか、それをぜひ議論していきたいし、行政でも考えていただきたいと思います。

会長：子どもの貧困対策ということですので、子どもを育てるのはみんなの責任であり、みんなに関わっていくという認識を持ちたいものだと思います。他に意見はありますか？

委員：本日、提案された貧困の定義ですが、それこそ2013年に法律がつくられる過程で出てきたような、子どもの幸せ、子どもの貧困が、単なる経済的な側面だけではないという中で成立してきて、かつ、副会長などの積極的な研究によって研究レベルでもかなりまとまってきたなという印象を持っています。ただ、すばらしい一方で難しいところがありますので、これをどう周知していくか、どう情報共有していくか、市民総ぐるみと謳う中で、大事な部分だなという気がしています。前回会議の中で、市民総ぐるみという提案があつて、それに対して課長からパブリックコメントや出前講座の話がありましたが、それも大事な取り組みだと思います。この出前講座は、市で登録された講座を、担当課の職員が出向いて市民にわかり易く説明するという事ですので、まずは委員の皆さんが出前講座を利用するという事も必要なのではないかと考えています。あとは、情報共有ということでいうと、この会議の議事録ですが、会議から会議を点と点にしないために、また、自分たちの所属している組織につなげるためにも大事になります。昨日までに、公開されていなかったようですので、決して事務局を責めているわけではなく、ただ非常に大事に考えているものですから、よろしくお願い致します。

会長：ありがとうございます。この会議そのものの周知や子どもの貧困の定義の周知、全体の共有という話がありました。情報提供・情報発信に努め、出前講座や研修会などを通じて、広く市民に知っていただいて、全体で取り組んでいきたいと思います。事務局には、議事録の公開もお願いします。それでは、次回1月16日開催予定の会議にも、委員の皆さんの参加をよろしくお願い致します。今日は子どもの貧困の定義が整理できました。今後のインタビュー調査へのご協力をお願いします。これで第4回目の日向市子どもの未来応援会議を終了します。ありがとうございました。